

(別紙)

検察審査員候補者名簿管理システムの開発仕様書

最高裁判所

## 目 次

第 1	件名	1
第 2	目的	1
第 3	システム概要	1
第 4	データ概要	2
第 5	開発スケジュール等	3
第 6	調達範囲	3
第 7	成果物	4
第 8	プロジェクト管理に関する事項等	5
第 9	システム要求事項	8
第 10	業務の全容	9
第 11	開発する機能	9
第 12	請負者の条件	13
第 13	本作業請負者に対する最高裁判所の支援	13
第 14	かし担保責任	13
第 15	本作業請負者に対する指示事項	14

別紙資料 1 業務機能説明

別紙資料 2 システム機能概要説明

別紙資料 3 画面帳票項目案

別紙資料 4 機能情報関連図

別紙資料 5 概念データモデル案

## 第1 件名

検察審査員候補者名簿管理システム（以下「本システム」という。）の開発（以下「本作業」という。）

## 第2 目的

検察審査会制度は、「検察審査会法」に基づき運用されている。改正「検察審査会法」は、「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下「裁判員法」という。）」に合わせて平成21年5月までに施行される。検察審査会制度と裁判員制度は、衆議院議員の選挙権を有する者の中から無作為の方法で構成員を選定する点で共通点を有し、両制度の選定手続業務は、選挙管理委員会から候補者予定者名簿の提供を受ける点など多くの点で共通又は類似している。最高裁判所は、両制度の最適化による円滑な業務運用とシステム化を検討してきた。

本システムは、その最適化の検討を受け、検察審査員の選定手続管理業務を支援するシステムとして新たに構築するものである。選定手続管理業務を効率的かつ正確に支援することで、検察審査会の適正かつ迅速な運営を実現するとともに、一般国民に対する司法サービスを向上させることを目的としている。

## 第3 システム概要

### 1 検察審査員の選定手続の概要

検察審査会は、定数11人の検察審査員から構成される。検察審査員及び補充員（検察審査員に欠員があった場合に代行する。）は年4回（群）、検察審査員候補者から各5人又は6人がくじで選定される。検察審査員及び補充員の任期は半年であり、3か月ごとに約半数が入れ替わる。

なお、検察審査員候補者は、年1回各検察審査会の各群100人が選定される。

### 2 開発の基本方針

制度改正後の検察審査会制度は、平成21年5月までに実施されるが、本システムは平成21年度の検察審査員候補者名簿の調製を行う平成20年10月までに稼働させる必要がある。

本システムによる選定手続管理業務は、地方裁判所本庁所在地の検察審査会と一部の地方裁判所支部所在地の検察審査会（以下「集約庁」という。）において行うことを想定している（集約庁において、1又は複数の検察審査会業務を行うことになる。）。

本システムは、スタンドアロンのシステムとして開発する。また、別途開発中の裁判員候補者名簿管理システム（以下「裁判員システム」という。）で利用するパソコン（以下「PC」という。）を利用することも考えられる。裁判員システムは、センターサーバ方式で開発されており、本システムに先行して平成20年8月から本稼働するが、同システムについては、本システムの開発と併行して2次開発が行われる。本作業に当たっては、裁判員システムの開発及び稼働に悪影響を及ぼさないよう十分な配慮が必要である。

選挙管理委員会から受領する候補者予定者名簿は、裁判員システムの構成要素である名簿調製プログラムを利用して調製されるか、同プログラムを利用せず書面で提出されるが、後者の場合でも、最高裁判所において、前者と同一形式の電子データ化を

- 44人～264人（1～6 検察審査会分）
- 7 1年間の検察審査員・補充員数（全国） 約9000人  
 ※ 5, 6のほか, 若干の追加選定された補充員を見込んだ人数
- 8 検察審査員候補者名簿の保管期間  
 各年の検察審査員候補者名簿（前年10月頃調製）のデータは, 第4群の任期満了日（翌年4月30日）の翌日以降にPCから削除する。
- 9 検察審査員・補充員名簿の保管期間  
 各年の検察審査員・補充員名簿のデータは, 第4群の任期満了日（翌年4月30日）の翌日から少なくとも5年間保存し, それ以降にPCから削除する。
- 10 選定手続管理業務を行う機能の利用者, PC数及び候補者数  
 (1) 利用者  
 集約庁の検察審査会担当の職員
- (2) PC数 約60台
- (3) 1か所の集約庁で取り扱う候補者数  
 400人～2400人（1～6 検察審査会分）
- 11 各検察審査会の情報を集計し, アウトソーサー（通知書・質問票発送業者）に情報を提供する機能の利用者及びPC数  
 (1) 利用者  
 最高裁判所事務総局刑事局の職員
- (2) PC数 1台

#### 第5 開発スケジュール等

平成21年度の選定手続管理業務に合わせて稼動を開始する。

選定手続管理業務では, 検察審査員候補者名簿の調製を当該年度の前年10月に開始するため, 平成20年10月から稼動させる必要がある（検察審査員候補者割当員数決定機能については, 平成21年8月から使用することとし, 平成20年8月からは使用しない。）。

<u>平成20年4月</u>	開発開始
平成20年9月上旬	開発終了
平成20年9月中旬	導入・展開
<u>平成20年10月</u>	<u>システム稼動</u>

(参考)

平成20年4～12月	裁判員システム2次開発
平成20年5～6月	ハードウェア納入
平成20年11月	アウトソーシング（通知書・質問票発送）
平成20年11, 12月	アウトソーシング（コールセンター）

#### 第6 調達範囲

本システムの設計及び開発並びに以下の作業内容と関連するドキュメントの作成を調達範囲とする。

なお, 業務項目及び手段の詳細については, 必要に応じ, 各項目ごとに適宜最高裁判所と協議すること。